

岩手県選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成23年8月23日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 市町村名 北上市
- 2 指定した施設の名称 相去地区交流センター、和賀地区交流センター
- 3 指定を取り消した施設の名称 曾山老人福祉センター、江釣子農業研修センター、江釣子農業構造改善センター、北上市江釣子防災センター、横川目多目的集会施設